けんこう静岡

第122号
平成27年
（２０１５年）
７月１日（水）
季刊　１部50円　年200円
（送料税込）

発行所
公益財団法人　静岡県予防医学協会
http://www.shsa.net/
（静岡事務所）　〒421-1292　静岡市葵区建穂1-3-43　(054)278-7716
（藤枝健診センター）　〒426-0053　藤枝市善左衛門2-11-5　(054)636-6461
（総合健診センター）　〒426-8638　藤枝市善左衛門2-19-8　(054)636-6460
（東部事務所）　〒410-0007　沼津市西沢田729-11　(055)921-1934
（西部検査所）　〒435-0006　浜松市東区下石田951　(053)422-7800
発行責任者　石黒　滿　　印刷　池田屋印刷㈱

難病法に基づく新たな医療費助成制度について

～平成27年7月からは指定難病がさらに拡充されます！～

静岡県健康福祉部医療健康局疾病対策課長
奈良雅文

○「難病法」の制定

わが国の難病対策は、昭和47年の「難病対策要綱」から始まり、既に40年あまりが経過しました。その間、難病の実態把握や治療方法の確立等に一定の成果をあげてきましたが、難病と言われる疾病の中でも、研究事業や医療費助成の対象に選定されていないものがあるなど疾病間での不公平感があることや医療費助成における都道府県の超過負担の問題などの課題がありました。

こうした課題に対応するため、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく措置として、公平かつ安定的な医療費助成制度の確立などを図り、難病対策の充実を目指すため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」。）が平成27年1月から施行されました。

○指定難病

これに伴い、医療費助成制度につきましては、旧制度では56疾病（血友病、県指定疾患除く）がその対象でありましたが、「難病法」における対象疾病（以下「指定難病」。）は、平成27年1月からの第一次実施分として110疾病に拡大されました。（注）

「指定難病」の定義は、「発病の機構が明らかでなく、治療法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの」のうち、患者数が国内において一定の人数（人口のおおむね0.1％程度以下）に達しないこと及び客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立しているものとされ、最終的には厚生科学審議会の意見を聞いた上で厚生労働大臣が指定します。

なお、平成27年7月から第二次実施分として196疾病が追加され、306疾病が医療費助成の対象となります。国では、今後も指定難病の見直しを進めていく予定としております。

○指定医

また、「難病法」に基づく医療費助成を受けるためには、当該患者が「指定難病」にかかっており、かつ、「病状の程度が厚生労働大臣の定める程度」であることが認められる場合とされております。

この「病状の程度が厚生労働大臣の定める程度」であるかを判断するために必要となるのが「臨床調査個人票」という診断書ですが、これを作成できるのは都道府県が指定する「指定医」に限られています。

指定医には、「難病指定医」と「協力難病指定医」があり、要件等については、左側下段の表のとおりです。

現在は、経過措置として、平成27年1月1日において診断又は治療に5年以上従事した経験を有する医師であって、これまでに指定難病の診断及び治療に従事した経験を有する者として適切な医療を行うことができると認められる者については、平成29年3月31日までに都道府県知事が行う研修を受けることを条件に「難病指定医」になることができます。指定は、申請に基づき主に勤務する病院又は診療所の所在地がある都道府県が行い、他の都道府県が指定した「指定医」が作成した臨床調査個人票も有効です。

なお、指定医の有効期間は、基本的に5年毎の更新制となっております。

○指定医療機関

また、医療費助成の対象となる医療費は、都道府県が指定した「指定医療機関」で指定難病に係る受療をした場合のみとなります。指定の対象は、病院、診療所、薬局のほか、訪問看護事業所等が対象となります。「指定医療機関」でない医療機関で受療した場合は、現物給付は元より、償還払いの対象にもなりませんので注意が必要です。

指定は、申請に基づき医療機関の所在地がある都道府県が行い、他の都道府県が指定した「指定医療機関」でも受療は可能です。

なお、緊急やむを得ない場合を除き、受療する「指定医療機関」は医療受給者証に記載されているものになります。

○結びに

難病法に基づく新たな医療費助成制度が始まってから半年が経過しました。当初見られた混乱は概ね収束しましたが、今は既受給者の方の更新申請と、新たに追加となった疾病の患者さんの新規申請がちょうど重なる時期となっております。

今後も医療費助成の申請は増加することが予想されますが、静岡県としましては、難病患者さんや御家族の皆様が将来に希望を抱き、安心して暮らすことのできる〝ふじのくに〟の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

（注）難病の一覧は、県疾病対策課のホームページをご覧ください。

公平・安定的な医療費助成制度の確立①

■ 医療費助成の対象疾病の拡大

現在（国特定疾患）56疾病 → 平成27年1月～110疾病 → 平成27年7月～306疾病

■ 対象疾病の拡大に伴う患者数（受給者数）の増加

注）平成27年の全国受給者数は厚生労働省の試算。本県分は全国に占める本県の構成比等から試算

	平成23年度（実績）	平成27年1月～（試算）	平成27年7月～（試算）
全　国	約78万人	約100万6千人	約150万人
静岡県	約2万4千人	約3万1千人	約4万6千人

約1.9倍の増

公平・安定的な医療費助成制度の確立②

【自己負担割合】
・現行3割 ⇒ 2割へ引下げ（70歳未満）

【自己負担限度額】
・症状が変動し入・退院を繰返す難病の特性に配慮し、入院・外来の区別を撤廃
・受診した複数の医療機関等の自己負担※を全て合算した上で自己負担限度額を適用
※薬局での保険調剤及び医療保険における訪問看護ステーションが行う訪問看護を含む

【所得把握の単位等】
・所得を把握する単位は、医療保険における世帯
・所得を把握する基準は、市町村民税（所得割）の課税額

【入院時の食費】
・入院時の標準的な食事療養及び生活療養に係る負担は患者負担

【高額な医療が長期的に継続する患者】
・高額な医療が長期に継続する患者※（高額かつ長期）では、負担限度額を軽減
※月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある場合
・人工呼吸器等装着者の負担限度額については、所得に関わらず1,000円/月額

【高額な医療を継続して必要とする軽快者】
・症状の軽い軽快者であっても、高額な医療※を継続して必要とする患者は助成対象
※月ごとの総医療費が33,330円を超える月が年間3回以上ある場合

【経過措置（3年間）】
・既認定者の負担限度額は「高額かつ長期」の患者と同様
・既重症認定患者はさらに軽減
・既認定者については、入院時の食事負担の1/2は公費負担対象

公平・安定的な医療費助成制度の確立③（指定医）

	難病指定医	協力難病指定医
指定要件	診断又は治療に5年以上従事した経験（共通）	
	・厚生労働大臣が指定する専門医資格を有している ・難病指定医研修を修了（※）	協力難病指定医研修を修了
作成可能な臨床調査個人票	新規・更新用の両方	更新用のみ

※平成29年3月31日までは、指定難病の診断及び治療に従事した経験を有していれば申請可能。（ただし、平成29年3月31日までに難病指定医研修を受けないと、指定医の資格を喪失する。）

新たな医療費助成制度における負担上限月額

階層区分	階層区分の基準（市町村民税の所得割額）		経過措置（3年間）一般	経過措置（3年間）重症	経過措置（3年間）人工呼吸器等装着者	原則 一般	原則 高額かつ長期	原則 人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0	0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税非課税（世帯）	本人年収～80万円	2,500	2,500	1,000	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ	市町村民税非課税（世帯）	本人年収80万円超	5,000			5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税課税（7.1万円未満）		5,000	5,000		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税課税（7.1万円～25.1万円未満）		10,000			20,000	10,000	
上位所得	市町村民税課税（25.1万円～）		20,000			30,000	20,000	
入院時の食費			1/2自己負担			全額自己負担		

年一回は健康チェックを！
健康はあなたの財産です
すこやかな明日のために
人間ドック
脳ドック
総合健診センター
ヘルスポート
〒426－8638　藤枝市善左衛門2－19－8
ＴＥＬ　054－636－6460
ＦＡＸ　054－636－6465
0120－39－6460